

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

告 示

○保安林の指定の解除の予定

○保安林の指定の解除

○保安林の指定施設要件の変更の予定

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○都市計画変更案の縦覧

(人事課)

(森林整備課)

(同)

(同)

(道路課)

(同)

(都市計画課)

ページ

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四十二号中「委託」の下に「(地方振興事務所長が管理するものに限る。)」を加える。

第十九条に次の一号を加える。

十七 一件一億円未満の港湾施設及び海岸保全施設(港湾事務所長が管理するものに限る。)の維持管理の委託

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市狐崎浜字後沢山一三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町小鯖一〇九の三・一二七の六・一八六・一八七・一八九・一八九の一・一八九の四(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県松島町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
-------	-----------------	-----------------	-----------------	----

本吉郡南三陸町戸倉字川向二五番六地 先から 同郡同町戸倉字転石四四番一地先まで	後	前	A	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。区間Cの一部については、一般国道四十五号との重複により供用開始があったものとみなす。
	C	B	C	
	一三・六 一八・一	八・〇 二七・七	一五・五 一七・〇	七・二 二六・〇
	二五二・七	三一五・九	五二・〇	三五・八

○宮城県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字川向二五番六地先から同郡同町戸倉字転石一八番一地先まで	平成三十一年二月八日

○宮城県告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画区域区分
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

岩沼市 下野郷字出雲屋敷、字善願、字南坪、字中坪及び字上江川の各一部

富谷市 西成田竹ノ下一番、西成田竹ノ下二番、西成田中沢、西成田長柴一番、西成田南田、

西成田屋敷添、穀田菅ノ沢及び穀田花ノ沢の各一部

西成田中沢、穀田菅ノ沢、穀田花ノ沢、穀田土屋沢及び穀田松場の各一部

利府町 森郷字新太子堂、字新町浦、字仲町浦、利府字新神明前及び字城前の各一部

大和町 小野字岩倉の一部

小野字菖蒲沢、字漆海道及び字新坊の各一部

2 市街化区域から市街化調整区域に変更しようとする土地の区域

利府町 葉山二丁目、赤沼字大貝及び字番ヶ森の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、岩沼市役所（建設部復興・都市整備課）、富谷市役所（建設部都

市計画課）、利府町役場（都市整備課）、大和町役場（都市建設課）

四 縦覧期間

平成三十一年二月八日から平成三十一年二月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。